

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和元年11月28日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第277号)の一部を次のように改正する。

第20条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 市営住宅の入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、市営住宅の入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第42条第3項中「年5パーセント」を「法定利率」に改める。

(霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第278号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

(霧島市都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 霧島市都市再生住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第280号)

の一部を次のように改正する。

第17条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第34条第3項中「年5パーセント」を「法定利率」に改める。

(霧島市立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 霧島市立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年霧島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により民法（明治29年法律第89号）における債権関係の規定の見直しが行われ、敷金に関する従来の考え方が明文化されたことなどに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。